

平成25年8月分 毎月勤労統計調査結果

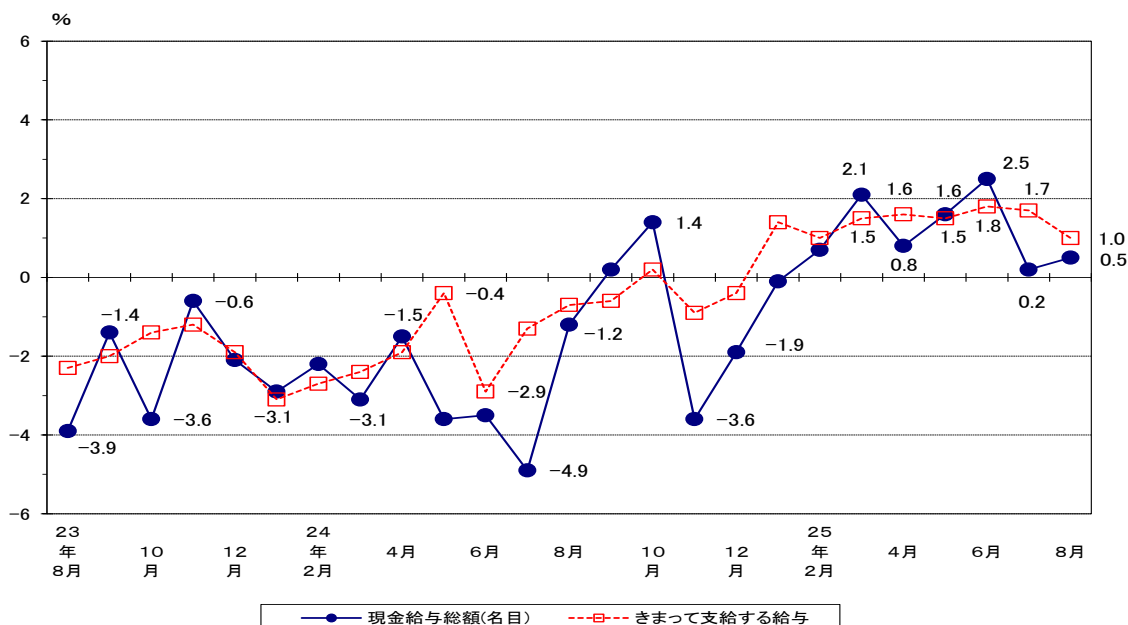
賃金

- ・8月のきまって支給する給与は、規模5人以上で233,985円、前年同月比1.0%増で、8ヶ月連続で前年同月を上回った。(規模30人以上では261,601円、前年同月比2.3%増で、11ヶ月連続で前年同月を上回った。)
- なお、特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で247,467円、前年同月比0.5%増であった。(規模30人以上では275,129円、前年同月比0.9%増であった。)

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与						特別に支払われた給与		
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	実 数	前月比	前年同月比	所定内給与		所定外給与		実 数	前年同月比
								実 数	前年同月比	実 数	前年同月比		
【事業所規模5人以上】	円		%	%	円	%	%	円	%	円	円	円	円
調 査 産 業 計	247 467	88.0	△21.5	0.5	233 985	△0.9	1.0	216 980	0.8	17 005	13 482	△ 1 435	
建 設	352 337	105.5	△5.8	13.4	306 954	△2.6	5.4	286 945	5.8	20 009	45 383	25 770	
製 造	292 010	93.7	△31.1	0.3	264 740	0.2	1.2	238 216	0.3	26 524	27 270	△ 2 397	
卸 売 業、小 売 業	195 005	90.2	△31.7	10.9	188 348	0.7	9.0	179 308	8.5	9 040	6 657	3 785	
医 療、福 祉	242 399	84.2	△8.9	△7.7	234 941	△0.5	△1.1	225 044	△1.3	9 897	7 458	△ 17 598	
【事業所規模30人以上】													
調 査 産 業 計	275 129	87.5	△24.6	0.9	261 601	0.3	2.3	239 757	2.1	21 844	13 528	△ 3 387	
建 設	391 403	84.7	△24.6	7.5	391 244	△2.7	7.6	347 805	7.7	43 439	159	9	
製 造	321 170	93.3	△33.5	3.9	287 102	1.0	3.4	254 191	2.5	32 911	34 068	2 590	
卸 売 業、小 売 業	169 610	79.8	△36.5	△1.1	168 516	0.5	△1.1	160 833	△0.9	7 683	1 094	△ 103	
医 療、福 祉	279 070	84.1	△10.8	△8.1	276 788	0.1	1.0	264 301	1.4	12 487	2 282	△ 27 504	

図1 賃金の動き（前年同月比）－規模5人以上・調査産業計－



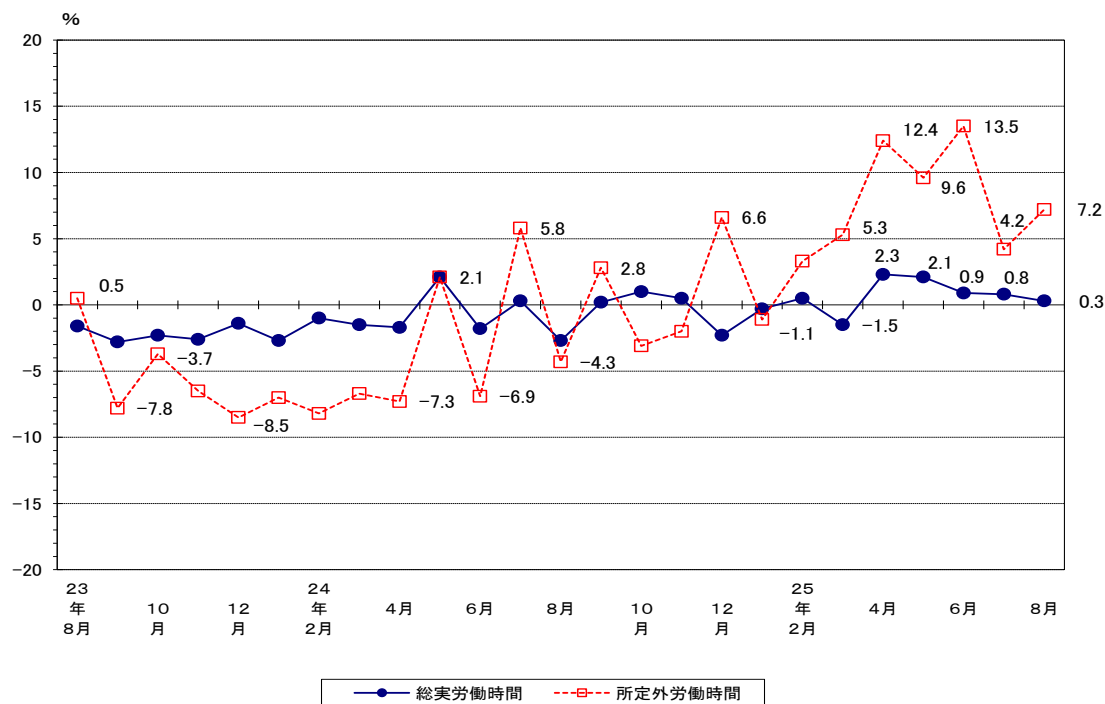
労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で140.4時間、前年同月比0.3%増で、5ヶ月連続で前年同月を上回った。
(規模30人以上では145.6時間、前年同月比0.3%増で、2ヶ月ぶりに前年同月を上回った。)
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で9.0時間、前年同月比7.2%増で、7ヶ月連続で前年同月を上回った。
(規模30人以上では10.6時間、前年同月比2.9%増で、2ヶ月ぶりに前年同月を上回った。)

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間								出 勤 日 数		
	実 数				指 数				所 定 外 労 働 時 間		
	時間	指数	前月比	前年同月比	時間	前月比	前年同月比	実 数	前月差	前年同月差	
【事業所規模5人以上】											
調 査 産 業 計	140.4	94.5	△6.5	0.3	9.0	△7.1	7.2	18.5	△1.3	0.0	
建 設 業	154.8	89.3	△8.7	△4.7	7.1	5.9	△11.3	20.3	△2.3	△0.7	
製 造 業	154.4	95.2	△7.5	1.5	13.8	△1.4	6.2	18.7	△1.6	0.2	
卸 売 業、小 売 業	130.4	96.3	△5.2	4.2	5.9	△6.3	34.1	18.7	△0.9	0.5	
医 療、福 祉	137.4	99.8	△0.1	△3.3	4.5	△2.1	12.6	18.6	△0.1	△0.8	
【事業所規模30人以上】											
調 査 産 業 計	145.6	95.6	△4.7	0.3	10.6	△2.7	2.9	18.7	△1.0	0.0	
建 設 業	155.4	87.9	△8.2	△1.3	9.1	18.1	△2.2	21.1	△2.2	0.3	
製 造 業	158.1	94.9	△7.1	1.5	15.9	△0.6	6.0	18.6	△1.6	0.2	
卸 売 業、小 売 業	124.3	93.1	△2.7	△2.0	4.6	2.2	4.5	19.8	△0.4	0.2	
医 療、福 祉	148.6	104.9	1.8	△3.8	5.0	6.3	0.0	19.3	0.2	△0.9	

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模5人以上・調査産業計－



雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で644,110人、前年同月比0.8%減で、5ヶ月連続で前年同月を下回った。
(規模30人以上では343,159人、前年同月比2.5%減で、8ヶ月連続で前年同月を下回った。)
- ・パートタイム労働者の比率は、規模5人以上で32.2%となり、前年同月差0.1ポイント下降した。

表3 雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者						労 働 異 動	
	実 数	指 数	前 月 比	前 年 同 月 比	パートタイム 労働者比率	パートタイム 労働者比率 前年同月差	入 職 率	離 職 率
【事業所規模5人以上】	人		%	%	%	ポイント	%	%
調 査 産 業 計	644 110	98.7	△ 0.4	△ 0.8	32.2	△ 0.1	1.45	1.72
建 設 業	37 902	100.1	△ 0.6	△ 4.4	6.1	△ 2.7	0.67	1.27
製 造 業	176 805	96.5	△ 0.3	△ 2.7	17.9	0.8	0.86	1.58
卸 売 業、小 売 業	104 172	89.5	△ 1.0	△ 2.8	48.3	△ 7.1	0.85	1.90
医 療、福 祉	86 806	113.1	△ 0.3	3.2	36.8	5.1	1.28	1.54
【事業所規模30人以上】								
調 査 産 業 計	343 159	95.4	△ 0.7	△ 2.5	27.7	0.0	0.88	1.36
建 設 業	10 512	101.6	0.1	△ 6.1	1.4	0.3	0.14	0.10
製 造 業	127 200	95.5	0.4	△ 2.2	15.1	0.5	0.78	1.07
卸 売 業、小 売 業	37 374	79.0	△ 1.0	△ 4.1	62.2	0.2	0.24	1.24
医 療、福 祉	53 504	114.3	△ 0.4	4.5	26.5	3.3	0.88	1.32

図3 雇用の動き（前年同月比）－規模5人以上・調査産業計－

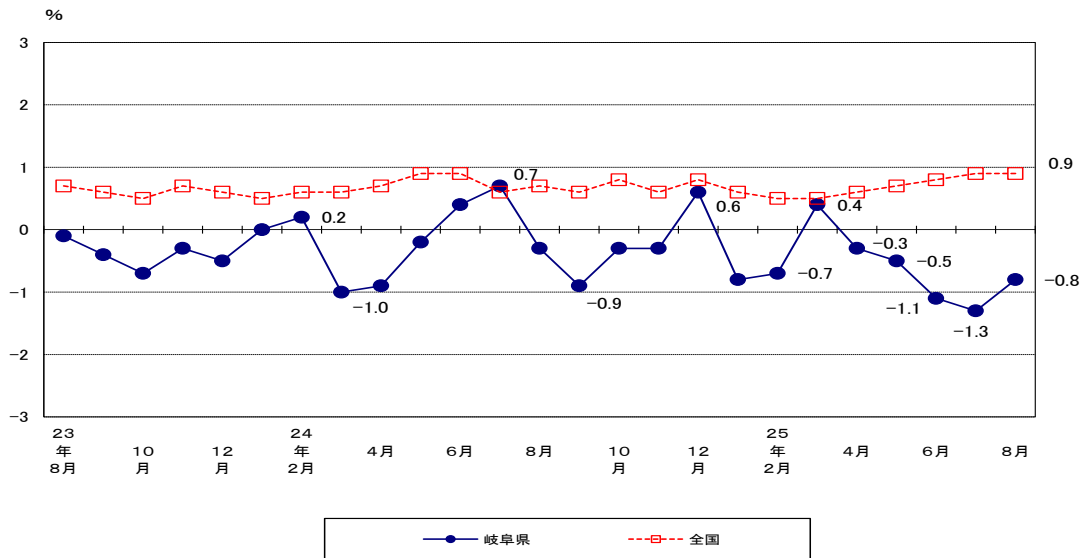
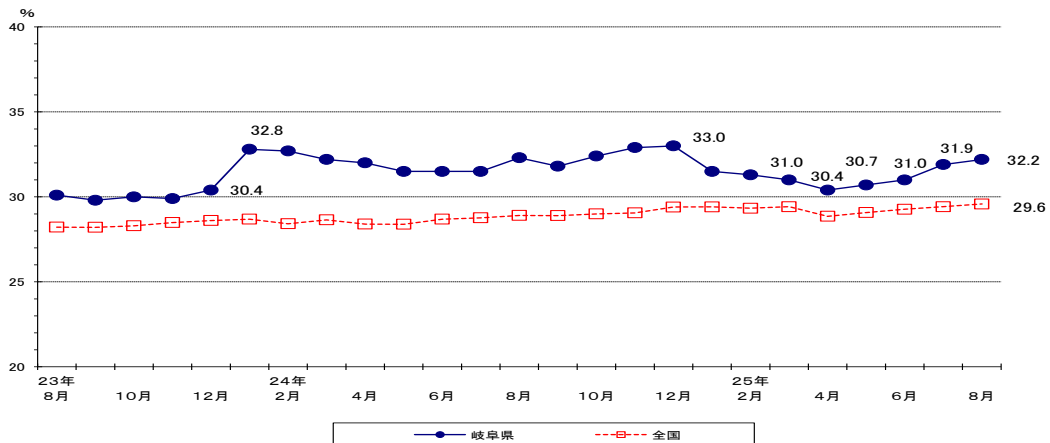


図4 パートタイム労働者比率の動き－規模5人以上・調査産業計－



【利用上の注意】

- 1 平成 24 年 1 月分調査から、平成 21 年経済センサス基礎調査の結果に基づき調査対象事業所の抽出替えを行った。
- 2 このため、賃金・労働時間及び雇用指数については、新旧サンプルのギャップを埋めるため、過去に遡って修正し指数を接続させている。(指数の基準時更新を行い、平成 22 年=100 としている)
- 3 前月比及び前年同月比は、指数の増減である。
- 4 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 5 現在の指数の基準時は、平成 22 年（2010 年）である。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 730 事業所を対象とする。